

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号） 記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
保稅蔵置場許可申請書（C - 3120） （省略） <添付書類> 申請書には、<u>関税法基本通達 42 - 8 に規定する書類を添付する。</u> なお、<u>履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。以下同じ。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、CD - R等）を添付するものとする。</u> 蔵置場 保稅 工場 許可期間の更新申請書（C - 3140） <添付書類> 申請書には、<u>関税法基本通達 42 - 12 に規定する書類を添付する。</u> なお、<u>履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。以下同じ。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、CD - R等）を添付するものとする。</u> 保稅蔵置場 保稅工場 保稅展示場 許可の承継の承認申請書（C - 3195） 総合保稅地域 <添付書類> 申請書には、<u>関税法基本通達 48 の 2 - 1 に規定する書類を添付する。</u> なお、<u>履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。以下同じ。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式で記録した電磁的記録</u>	保稅蔵置場許可申請書（C - 3120） （同左） （新規） （新規）

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号） 記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>媒体（フロッピーディスク、ＣＤ－Ｒ等）を添付するものとする。</u> 保税工場許可申請書（Ｃ－３２００） （省略） <添付書類> <u>申請書には、関税法基本通達 56 - 9 に規定する書類を添付する。</u> <u>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。以下同じ。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、ＣＳＶ形式で記録した電磁的記録</u> <u>媒体（フロッピーディスク、ＣＤ－Ｒ等）を添付するものとする。</u> 保税展示場許可申請書（Ｃ－３３２０） <添付書類> <u>申請書には、関税法基本通達 42 - 8 に準じて所要の書類を添付する。</u> <u>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。以下同じ。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、ＣＳＶ形式で記録した電磁的記録</u> <u>媒体（フロッピーディスク、ＣＤ－Ｒ等）を添付するものとする。</u> 総合保税地域許可申請書（Ｃ－３５００） <添付書類> <u>申請書には、関税法基本通達 62 の 8 - 6 に規定する書類を添付する。</u> <u>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。以下同じ。）の氏名（カ</u>	保税工場許可申請書（Ｃ－３２００） （同左） （新規） （新規）

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号） 記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>ナ、漢字）生年月日、性別については、ＣＳＶ形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、ＣＤ－Ｒ等）を添付するものとする。</u> <u>総合保税地域許可期間の更新申請書（Ｃ－3520）</u> <u><添付書類></u> <u>申請書には、関税法基本通達 62 の 8 - 10 に規定する書類を添付する。</u> <u>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。以下同じ。）の氏名（カナ、漢字）生年月日、性別については、ＣＳＶ形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、ＣＤ－Ｒ等）を添付するものとする。</u> <u>特例輸入者等承認・認定申請書（Ｃ－9000）</u> （省略） 「その他参考となるべき事項」欄には、会社概況（資本金を含む。）社内の組織、役員の氏名、性別、生年月日及び履歴を記載するとともに、次の区分に応じ、それぞれに掲げる事項を記載するものとする。 なお、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、申請書への記載を省略又は簡略化することができるものとする。 また、履歴のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）生年月日、性別については、ＣＳＶ形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、ＣＤ－Ｒ等）を添付するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとす	（新規） 特例輸入者等承認・認定申請書（Ｃ－9000） （同左） 「その他参考となるべき事項」欄には、会社概況（資本金を含む。）社内の組織、役員の氏名、性別、生年月日及び履歴を記載するとともに、次の区分に応じ、それぞれに掲げる事項を記載するものとする。 なお、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、申請書への記載を省略又は簡略化することができるものとする。

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号） 記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
る。 ～ （省略） （省略） 特例輸入者等承認・認定内容変更届（C - 9030） < 記載事項 > 変更届には、届出者の氏名又は名称、住所、輸出入者符号（特例輸入者及び特定輸出者に限る。）並びに承認・認定番号及び承認・認定年月日を記載するものとし、法人の場合には、代表者名を併せて記載する。また、変更する事項及びその理由並びに変更事実の発生日を明記し、併せて、法第 7 条の 5 第 1 号イからリまでのいずれか、法第 51 条第 1 号イからハまで（法第 62 条において準用する場合を含む。）のいずれか、法第 63 条の 4 第 1 号イからチまでのいずれか、法第 67 条の 4 第 1 号イからチまでのいずれか、法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからチまで及び第 3 号イに規定する第 67 条の 4 第 1 号イからチまでのいずれか、法第 79 条第 3 項第 1 号イからチまでのいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合には、その内容）を記載する。 < 提出の時期 > 承認・認定に係る内容のうち、特定保税承認者に係る手数料令第 2 条第 2 項を適用することとなる保税蔵置場等及び特定保税運送者に係る特定保税運送を行う予定の担当部門等を変更する場合、認定通関業者が通関業営業所を新設又は廃止する場合には、あらかじめ変更届を提出する。承認・認定を受けた者及び特定製造貨物輸出者の氏名又は名称、住所、貨物の蔵置（予定）場所、積込港（空港を含む。）税関手続を委託している通関業者、役員（代表者を含む。）代理人又は主要な従業者（規則第 1 条の 2 第 1 号イ、規則第 8 条の 3 第 1 号イ若しくは規則第 8 条の 5 第 1 号イに掲げる責任者又は規則第 1 条の 2 第 2 号イ、規則第 8 条の 3 第 2 号イ若しくは規則第 8 条の 5 第 2 号イに掲げる者に限る。下記口において同じ。）及び法令遵守規則又は実	～ （同左） （同左） 特例輸入者等承認・認定内容変更届（C - 9030） < 記載事項 > 変更届には、届出者の氏名又は名称、住所、輸出入者符号（特例輸入者及び特定輸出者に限る。）並びに承認・認定番号及び承認・認定年月日を記載するものとし、法人の場合には、代表者名を併せて記載する。また、変更する事項及びその理由並びに変更事実の発生日を明記し、併せて、法第 7 条の 5 第 1 号イからリまでのいずれか、法第 51 条第 1 号イからハまで（法第 62 条において準用する場合を含む。）のいずれか、法第 63 条の 4 第 1 号イからチまでのいずれか、法第 67 条の 4 第 1 号イからチまでのいずれか、法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからチまで及び第 3 号イに規定する第 67 条の 4 第 1 号イからチまでのいずれか、法第 79 条第 3 項第 1 号イからチまでのいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合には、その内容）を記載する。 < 提出の時期 > 承認・認定に係る内容のうち、特定保税承認者に係る手数料令第 2 条第 2 項を適用することとなる保税蔵置場等及び特定保税運送者に係る特定保税運送を行う予定の担当部門等を変更する場合、認定通関業者が通関業営業所を新設又は廃止する場合には、あらかじめ変更届を提出する。承認・認定を受けた者及び特定製造貨物輸出者の氏名又は名称、住所、貨物の蔵置（予定）場所、積込港（空港を含む。）税関手続を委託している通関業者、役員（代表者を含む。）代理人又は主要な従業者（規則第 1 条の 2 第 1 号イ、規則第 8 条の 3 第 1 号イ若しくは規則第 8 条の 5 第 1 号イに掲げる責任者又は規則第 1 条の 2 第 2 号イ、規則第 8 条の 3 第 2 号イ若しくは規則第 8 条の 5 第 2 号イに掲げる者に限る。下記口において同じ。）及び法令遵守規則又は実

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号） 記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
施規則の内容（税関手続、貨物管理、国際運送貨物の運送又は保税運送に係る事項の変更に限る。）に変更があった場合には、その変更の後、速やかに提出する。 <添付書類> 変更届には、次の書類を添付する。 イ 承認・認定を受けた者又は特定製造貨物輸出者の住所、氏名又は名称に変更があった場合には、登記事項証明書（又は住民票の写し等） ロ 役員、代理人又は主要な従業者に変更があった場合には、変更の内容を明示した書類（一覧表等）及び履歴 また、履歴のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、<u>C S V 形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、C D - R 等）を添付するものとする。</u>なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、<u>税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。</u> ハ 法令遵守規則又は実施規則に変更があった場合には、変更後の法令遵守規則又は実施規則 特例輸入者等承認・認定の承継の承認申請書（C - 9060） <記載事項> 「被相続人の氏名又は合併若しくは分割前の法人の名称」・「被相続人の住所又は合併若しくは分割前の法人の住所」欄には、特定保税承認者の承継の承認申請にあっては、法第 50 条第 1 項又は法第 61 条の 5 第 1 項の承認を受けた者の名称、住所又は居所を記載する。 「合併後存続し若しくは設立される法人又は分割により承認を承継する法人の名称」・「合併後存続し若しくは設立される法人又は分割により承認を承継する法人の住所」欄には、合併後存続する法人若しくは合併により設立	施規則の内容（税関手続、貨物管理、国際運送貨物の運送又は保税運送に係る事項の変更に限る。）に変更があった場合には、その変更の後、速やかに提出する。 <添付書類> 変更届には、次の書類を添付する。 イ 承認・認定を受けた者又は特定製造貨物輸出者の住所、氏名又は名称に変更があった場合には、登記事項証明書（又は住民票の写し等） ロ 役員、代理人又は主要な従業者に変更があった場合には、変更の内容を明示した書類（一覧表等）及び<u>変更役員に係る履歴書</u> ハ 法令遵守規則又は実施規則に変更があった場合には、変更後の法令遵守規則又は実施規則 特例輸入者等承認・認定の承継の承認申請書（C - 9060） 「被相続人の氏名又は合併若しくは分割前の法人の名称」・「被相続人の住所又は合併若しくは分割前の法人の住所」欄には、特定保税承認者の承継の承認申請にあっては、法第 50 条第 1 項又は法第 61 条の 5 第 1 項の承認を受けた者の名称、住所又は居所を記載する。 「合併後存続し若しくは設立される法人又は分割により承認を承継する法人の名称」・「合併後存続し若しくは設立される法人又は分割により承認を承継する法人の住所」欄には、合併後存続する法人若しくは合併により設立

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号） 記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
される法人又は分割により承認取得者に係る保税蔵置場の業務を承継する法人の名称、住所を記載する。 <添付書類等> 申請書には、特例輸入者の承認の承継の承認申請の場合にあっては、関税法基本通達 7 の 13 - 1 に掲げる書類を、特定保税承認者の承認の承継の承認申請の場合にあっては、同通達 55 - 1 に掲げる書類を、特定輸出者の承認の承継の承認申請の場合にあっては、同通達 67 の 10 - 1 において準用する 7 の 13 - 1 に掲げる書類を、認定製造者の認定の承継の承認申請の場合にあっては同通達 67 の 18 - 1 において準用する 7 の 13 - 1 に掲げる書類を添付する。 また、履歴のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び主要な従業員を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、CD - R 等）を添付するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。 特定保税承認者の承認の更新申請書（C - 9130） <添付書類等> 申請書には、関税法基本通達 50— 3 に準じて所要の書類を添付する。 また、履歴のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び主要な従業員を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、CD - R 等）を添付するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。	される法人又は分割により承認取得者に係る保税蔵置場の業務を承継する法人の名称、住所を記載する。 （新規）

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号） 記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
通関業許可申請書（ B - 1060 ） < 記載事項 > （省略） < 添付書類 > <u>申請書には、通関業法施行規則第 1 条各号に規定する書類を添付する。</u> <u>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び営業所の責任者に限る。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、C S V 形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、C D - R 等）を添付するものとする。</u> 営業所新設許可申請書（ B - 1090 ） < 添付書類 > <u>申請書には、通関業法施行令第 1 条第 2 項に規定する書類を添付する。</u> <u>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合には営業所の責任者に限る。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、C S V 形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、C D - R 等）を添付するものとする。</u> 通関業の許可申請事項等の変更届（ B - 1140 ） < 添付書類 > <u>申請書には、通関業法基本通達 12 - 1 に規定する書類を添付する。</u> <u>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員及び営業所の責任者に限る。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別につ</u>	通関業許可申請書（ B - 1060 ） （同左） （新規） （新規）

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号） 記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																						
いては、<u>C S V 形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、C D - R 等）を添付するものとする。</u> <u>従業者等の異動（変更）届（B - 1180）</u> <添付書類> <u>申請書には、通関業法施行令第 9 条第 2 項に規定する書類を添付する。</u> <u>なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合には営業所の責任者に限る。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、C S V 形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、C D - R 等）を添付するものとする。</u> その他 関税法基本通達 89 - 6 に規定する教示は、次の表の第 1 欄に掲げる様式番号に係る書面により処分の通知を行う場合において、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる様式番号に係る書面を添付するなどして行うものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>第 1 欄</th><th>第 2 欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">（省略）</td></tr> <tr> <td>税関様式 C 第 1175 号</td><td>税関様式 C 第 7007 号</td></tr> <tr> <td>税関様式 C 第 3135 号</td><td>税関様式 C 第 7009 号</td></tr> <tr> <td>税関様式 C 第 3155 号</td><td>税関様式 C 第 7009 号</td></tr> <tr> <td>税関様式 C 第 3197 号</td><td>税関様式 C 第 7009 号</td></tr> <tr> <td>税関様式 C 第 3215 号</td><td>税関様式 C 第 7009 号</td></tr> <tr> <td>税関様式 C 第 3333 号</td><td>税関様式 C 第 7009 号</td></tr> </tbody> </table>	第 1 欄	第 2 欄	（省略）		税関様式 C 第 1175 号	税関様式 C 第 7007 号	税関様式 C 第 3135 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 3155 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 3197 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 3215 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 3333 号	税関様式 C 第 7009 号	（新規） その他 関税法基本通達 89 - 6 に規定する教示は、次の表の第 1 欄に掲げる様式番号に係る書面により処分の通知を行う場合において、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる様式番号に係る書面を添付するなどして行うものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>第 1 欄</th><th>第 2 欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">（省略）</td></tr> <tr> <td>税関様式 C 第 1175 号</td><td>税関様式 C 第 7007 号</td></tr> </tbody> </table>	第 1 欄	第 2 欄	（省略）		税関様式 C 第 1175 号	税関様式 C 第 7007 号
第 1 欄	第 2 欄																						
（省略）																							
税関様式 C 第 1175 号	税関様式 C 第 7007 号																						
税関様式 C 第 3135 号	税関様式 C 第 7009 号																						
税関様式 C 第 3155 号	税関様式 C 第 7009 号																						
税関様式 C 第 3197 号	税関様式 C 第 7009 号																						
税関様式 C 第 3215 号	税関様式 C 第 7009 号																						
税関様式 C 第 3333 号	税関様式 C 第 7009 号																						
第 1 欄	第 2 欄																						
（省略）																							
税関様式 C 第 1175 号	税関様式 C 第 7007 号																						

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号） 記載要領及び留意事項】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
(省略)		(省略)	
税関様式 C 第 3420 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 3420 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 3515 号	税関様式 C 第 7009 号		
税関様式 C 第 3535 号	税関様式 C 第 7009 号		
(省略)		(省略)	
税関様式 C 第 9080 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 9080 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 9145 号	税関様式 C 第 7009 号		
(省略)		(省略)	
税関様式 S 第 1025 号	税関様式 C 第 7007 号	税関様式 S 第 1025 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 B 第 1021 号	税関様式 C 第 7009 号		